

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和2年3月23日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	1市4町2村 ^{※1}		—
非球形葉菜類 (ホウレンソウ、コツラ等)			1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原本木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯舘村	
原本木シタケ(施設栽培)	川俣町		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本木シタケ(施設栽培)を除く。)			—
原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鈴川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯舘村	南相馬市 いわき市 楢倉町		
キノコ類 (野生のものに限る。)	西会津町(マイタケ、ナメコ、ムキタケを除く。) 只見町(ナラタケ、ブナバタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く。) 柳津町(マイタケを除く。) 三島町(マイタケを除く。) 昭和村(ムキタケ、マツタケを除く。)		
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (烟において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(烟において栽培されたものに限る。)を除く。)			
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサツツジ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサツツジ(ごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鈴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワミツバ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鈴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ララビ	南相馬市、川俣町、楢葉町、鈴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町、伊達市		—
ウメ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
ユズ	福島市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
穀類	米(平成23年度) 米(平成24年度) 米(平成25年度) 米(平成26年度) 米(平成27年度) 米(平成28年度) 米(平成29年度) 米(平成30年度) 米(平成31年度)(2019年度) 米(令和2年度)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧沢尻村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。) ※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) ※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) ※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) ※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) ※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) ※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) ※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) ※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	福島市(小野川湖及び福原湖湖面にこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)及び駿河川との合流点から上流の長瀬川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、道立川(支流を含む。)、柳津川(支流を含む。)及びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
ウグイ	小野川湖及び福原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)並びに真野川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	小野川湖及び福原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(ただし、信夫ダムの上流(支流を含む。)を除く。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び福原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(駿河川との合流点から上流の部分に限る。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び福原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(駿河川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(のうじだの下流)の下流(支流を含む。)		—
肉	牛の肉 ^{※12} イノシシの肉 カルガモの肉 キジの肉 クマの肉 ノワサギの肉 ヤマドリの肉	南相馬市(平成24年3月10日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、宮向町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、古殿町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大玉村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、只見町(平成24年3月10日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、南会津町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(平成24年3月10日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、楢葉町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、新田川(支流を含む。)	6市10町4村 ^{※13}
福島県農業振興課	福島県農業振興課(山田村、常磐町、山根並びに市内に國有林林種經營課25林班の区域に限る。)、田村市(郡山市、都城市、船引町、船引町字小塙及び字下馬沢、常磐町字根田並びに市内に國有林林種經營課25林班の区域に限る。)、252林班並びに253林班並びに254林班並びに255林班並びに256林班並びに257林班並びに258林班並びに259林班並びに260林班並びに261林班並びに262林班並びに263林班並びに264林班並びに265林班並びに266林班並びに267林班並びに268林班並びに269林班並びに270林班並びに271林班並びに272林班並びに273林班並びに274林班並びに275林班並びに276林班並びに277林班並びに278林班並びに279林班並びに280林班並びに281林班並びに282林班並びに283林班並びに284林班並びに285林班並びに286林班並びに287林班並びに288林班並びに289林班並びに290林班並びに291林班並びに292林班並びに293林班並びに294林班並びに295林班並びに296林班並びに297林班並びに298林班並びに299林班並びに300林班並びに301林班並びに302林班並びに303林班並びに304林班並びに305林班並びに306林班並びに307林班並びに308林班並びに309林班並びに310林班並びに311林班並びに312林班並びに313林班並びに314林班並びに315林班並びに316林班並びに317林班並びに318林班並びに319林班並びに320林班並びに321林班並びに322林班並びに323林班並びに324林班並びに325林班並びに326林班並びに327林班並びに328林班並びに329林班並びに330林班並びに331林班並びに332林班並びに333林班並びに334林班並びに335林班並びに336林班並びに337林班並びに338林班並びに339林班並びに340林班並びに341林班並びに342林班並びに343林班並びに344林班並びに345林班並びに346林班並びに347林班並びに348林班並びに349林班並びに350林班並びに351林班並びに352林班並びに353林班並びに354林班並びに355林班並びに356林班並びに357林班並びに358林班並びに359林班並びに360林班並びに361林班並びに362林班並びに363林班並びに364林班並びに365林班並びに366林班並びに367林班並びに368林班並びに369林班並びに370林班並びに371林班並びに372林班並びに373林班並びに374林班並びに375林班並びに376林班並びに377林班並びに378林班並びに379林班並びに380林班並びに381林班並びに382林班並びに383林班並びに384林班並びに385林班並びに386林班並びに387林班並びに388林班並びに389林班並びに390林班並びに391林班並びに392林班並びに393林班並びに394林班並びに395林班並びに396林班並びに397林班並びに398林班並びに399林班並びに400林班並びに401林班並びに402林班並びに403林班並びに404林班並びに405林班並びに406林班並びに407林班並びに408林班並びに409林班並びに410林班並びに411林班並びに412林班並びに413林班並びに414林班並びに415林班並びに416林班並びに417林班並びに418林班並びに419林班並びに420林班並びに421林班並びに422林班並びに423林班並びに424林班並びに425林班並びに426林班並びに427林班並びに428林班並びに429林班並びに430林班並びに431林班並びに432林班並びに433林班並びに434林班並びに435林班並びに436林班並びに437林班並びに438林班並びに439林班並びに440林班並びに441林班並びに442林班並びに443林班並びに444林班並びに445林班並びに446林班並びに447林班並びに448林班並びに449林班並びに450林班並びに451林班並びに452林班並びに453林班並びに454林班並びに455林班並びに456林班並びに457林班並びに458林班並びに459林班並びに460林班並びに461林班並びに462林班並びに463林班並びに464林班並びに465林班並びに466林班並びに467林班並びに468林班並びに469林班並びに470林班並びに471林班並びに472林班並びに473林班並びに474林班並びに475林班並びに476林班並びに477林班並びに478林班並びに479林班並びに480林班並びに481林班並びに482林班並びに483林班並びに484林班並びに485林班並びに486林班並びに487林班並びに488林班並びに489林班並びに490林班並びに491林班並びに492林班並びに493林班並びに494林班並びに495林班並びに496林班並びに497林班並びに498林班並びに499林班並びに500林班並びに501林班並びに502林班並びに503林班並びに504林班並びに505林班並びに506林班並びに507林班並びに508林班並びに509林班並びに510林班並びに511林班並びに512林班並びに513林班並びに514林班並びに515林班並びに516林班並びに517林班並びに518林班並びに519林班並びに520林班並びに521林班並びに522林班並びに523林班並びに524林班並びに525林班並びに526林班並びに527林班並びに528林班並びに529林班並びに530林班並びに531林班並びに532林班並びに533林班並びに534林班並びに535林班並びに536林班並びに537林班並びに538林班並びに539林班並びに540林班並びに541林班並びに542林班並びに543林班並びに544林班並びに545林班並びに546林班並びに547林班並びに548林班並びに549林班並びに550林班並びに551林班並びに552林班並びに553林班並びに554林班並びに555林班並びに556林班並びに557林班並びに558林班並びに559林班並びに560林班並びに561林班並びに562林班並びに563林班並びに564林班並びに565林班並びに566林班並びに567林班並びに568林班並びに569林班並びに570林班並びに571林班並びに572林班並びに573林班並びに574林班並びに575林班並びに576林班並びに577林班並びに578林班並びに579林班並びに580林班並びに581林班並びに582林班並びに583林班並びに584林班並びに585林班並びに586林班並びに587林班並びに588林班並びに589林班並びに590林班並びに591林班並びに592林班並びに593林班並びに594林班並びに595林班並びに596林班並びに597林班並びに598林班並びに599林班並びに600林班並びに601林班並びに602林班並びに603林班並びに604林班並びに605林班並びに606林班並びに607林班並びに608林班並びに609林班並びに610林班並びに611林班並びに612林班並びに613林班並びに614林班並びに615林班並びに616林班並びに617林班並びに618林班並びに619林班並びに620林班並びに621林班並びに622林班並びに623林班並びに624林班並びに625林班並びに626林班並びに627林班並びに628林班並びに629林班並びに630林班並びに631林班並びに632林班並びに633林班並びに634林班並びに635林班並びに636林班並びに637林班並びに638林班並びに639林班並びに640林班並びに641林班並びに642林班並びに643林班並びに644林班並びに645林班並びに646林班並びに647林班並びに648林班並びに649林班並びに650林班並びに651林班並びに652林班並びに653林班並びに654林班並びに655林班並びに656林班並びに657林班並びに658林班並びに659林班並びに660林班並びに661林班並びに662林班並びに663林班並びに664林班並びに665林班並びに666林班並びに667林班並びに668林班並びに669林班並びに670林班並びに671林班並びに672林班並びに673林班並びに674林班並びに675林班並びに676林班並びに677林班並びに678林班並びに679林班並びに680林班並びに681林班並びに682林班並びに683林班並びに684林班並びに685林班並びに686林班並びに687林班並びに688林班並びに689林班並びに690林班並びに691林班並びに692林班並びに693林班並びに694林班並びに695林班並びに696林班並びに697林班並びに698林班並びに699林班並びに700林班並びに701林班並びに702林班並びに703林班並びに704林班並びに705林班並びに706林班並びに707林班並びに708林班並びに709林班並びに710林班並びに711林班並びに712林班並びに713林班並びに714林班並びに715林班並びに716林班並びに717林班並びに718林班並びに719林班並びに720林班並びに721林班並びに722林班並びに723林班並びに724林班並びに725林班並びに726林班並びに727林班並びに728林班並びに729林班並びに730林班並びに731林班並びに732林班並びに733林班並びに734林班並びに735林班並びに736林班並びに737林班並びに738林班並びに739林班並びに740林班並びに741林班並びに742林班並びに743林班並びに744林班並びに745林班並びに746林班並びに747林班並びに748林班並びに749林班並びに750林班並びに751林班並びに752林班並びに753林班並びに754林班並びに755林班並びに756林班並びに757林班並びに758林班並びに759林班並びに760林班並びに761林班並びに762林班並びに763林班並びに764林班並びに765林班並びに766林班並びに767林班並びに768林班並びに769林班並びに770林班並びに771林班並びに772林班並びに773林班並びに774林班並びに775林班並びに776林班並びに777林班並びに778林班並びに779林班並びに780林班並びに781林班並びに782林班並びに783林班並びに784林班並びに785林班並びに786林班並びに787林班並びに788林班並びに789林班並びに790林班並びに791林班並びに792林班並びに793林班並びに794林班並びに795林班並びに796林班並びに797林班並びに798林班並びに799林班並びに800林班並びに801林班並びに802林班並びに803林班並びに804林班並びに805林班並びに806林班並びに807林班並びに808林班並びに809林班並びに810林班並びに811林班並びに812林班並びに813林班並びに814林班並びに815林班並びに816林班並びに817林班並びに818林班並びに819林班並びに820林班並びに821林班並びに822林班並びに823林班並びに824林班並びに825林班並びに826林班並びに827林班並びに828林班並びに829林班並びに830林班並びに831林班並びに832林班並びに833林班並びに834林班並びに835林班並びに836林班並びに837林班並びに838林班並びに839林班並びに840林班並びに841林班並びに842林班並びに843林班並びに844林班並びに845林班並びに846林班並びに847林班並びに848林班並びに849林班並びに850林班並びに851林班並びに852林班並びに853林班並びに854林班並びに855林班並びに856林班並びに857林班並びに858林班並びに859林班並びに860林班並びに861林班並びに862林班並びに863林班並びに864林班並びに865林班並びに866林班並びに867林班並びに868林班並びに869林班並びに870林班並びに871林班並びに872林班並びに873林班並びに874林班並びに875林班並びに876林班並びに877林班並びに878林班並びに879林班並びに880林班並びに881林班並びに882林班並びに883林班並びに884林班並びに885林班並びに886林班並びに887林班並びに888林班並びに889林班並びに890林班並びに891林班並びに892林班並びに893林班並びに894林班並びに895林班並びに896林班並びに897林班並びに898林班並びに899林班並びに900林班並びに901林班並びに902林班並びに903林班並びに904林班並びに905林班並びに906林班並びに907林班並びに908林班並びに909林班並びに910林班並びに911林班並びに912林班並びに913林班並びに914林班並びに915林班並びに916林班並びに917林班並びに918林班並びに919林班並びに920林班並びに921林班並びに922林班並びに923林班並びに924林班並びに925林班並びに926林班並びに927林班並びに928林班並びに929林班並びに930林班並びに931林班並びに932林班並びに933林班並びに934林班並びに935林班並びに936林班並びに937林班並びに938林班並びに939林班並びに940林班並びに941林班並びに942林班並びに943林班並びに944林班並びに945林班並びに946林班並びに947林班並びに948林班並びに949林班並びに950林班並びに951林班並びに952林班並びに953林班並びに954林班並びに955林班並びに956林班並びに957林班並びに958林班並びに959林班並びに960林班並びに961林班並びに962林班並びに963林班並びに964林班並びに965林班並びに966林班並びに967林班並びに968林班並びに969林班並びに970林班並びに971林班並びに972林班並びに973林班並びに974林班並びに975林班並びに976林班並びに977林班並びに978林班並びに979林班並びに980林班並びに981林班並びに982林班並びに983林班並びに984林班並びに985林班並びに986林班並びに987林班並びに988林班並びに989林班並びに990林班並びに991林班並びに992林班並びに993林班並びに994林班並びに995林班並びに996林班並びに997林班並びに998林班並びに999林班並びに1000林班並びに1001林班並びに1002林班並びに1003林班並びに1004林班並びに1005林班並びに1006林班並びに1007林班並びに1008林班並びに1009林班並びに1010林班並びに1011林班並びに1012林班並びに1013林班並びに1014林班並びに1015林班並びに1016林班並びに1017林班並びに1018林班並びに1019林班並びに1020林班並びに1021林班並びに1022林班並びに1023林班並びに1024林班並びに1025林班並びに1026林班並びに1027林班並びに1028林班並びに1029林班並びに1030林班並びに1031林班並びに1032林班並びに1033林班並びに1034林班並びに1035林班並びに1036林班並びに1037林班並びに1038林班並びに1039林班並びに1040林班並びに1041林班並びに1042林班並びに1043林班並びに1044林班並びに1045林班並びに1046林班並びに1047林班並びに1048林班並びに1049林班並びに1050林班並びに1051林班並びに1052林班並びに1053林班並びに1054林班並びに1055林班並びに1056林班並びに1057林班並びに1058林班並びに1059林班並びに1060林班並びに1061林班並びに1062林班並びに1063林班並びに1064林班並びに1065林班並びに1066林班並びに1067林班並びに1068林班並びに1069林班並びに1070林班並びに1071林班並びに1072林班並びに1073林班並びに1074林班並びに1075林班並びに1076林班並びに1077林班並びに1078林班並びに1079林班並びに1080林班並びに1081林班並びに1082林班並びに1083林班並びに1084林班並びに1085林班並びに1086林班並びに1087林班並びに1088林班並びに1089林班並びに109		

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和2年3月23日現在

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	水産物 イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉 シカの肉	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、氣仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉 イノシシの肉	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉 クマの肉	全域。	ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、鉾田市
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
	キノコ類(野生のものに限る。)	高萩市、北茨城市、城里町
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉 イノシシの肉	全域。	ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和2年3月23日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
肉	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。)*1	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)*1	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
ヤマドリの肉		全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

*1 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

(參考資料 2)

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和2年3月23日現在

*[REDACTED]の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和2年3月23日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和2年3月23日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和2年3月23日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和2年3月23日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・令和2年3月23日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	
H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～下記の地域以外	
H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
結球性葉菜類（キャベツ等）	
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
野菜	
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	
H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.4解除：いわき市	
H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉町、岐阜岐村、只見町	
H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域に除く。）及び大玉村	
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
原木シイタケ（露地）	
H23.4.13～：飯舘村	
H23.9.8～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る。）	
キノコ類（野生のものに限る。）	
H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
H23.9.20～：南相馬市	
水産物	
イカナゴの稚魚	
H23.4.20～H24.6.22解除：全域	
ヤマメ（養殖を除く。）	
H24.3.29～：新田川（支流を含む。）	
肉	
イノシシの肉	
H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村	
H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	

※_____の箇所は摂取制限の対象